

木材産業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、地域材の利用推進により、木材産業の振興を図るため、市町村及び木材関係団体等（以下「事業実施主体」という。）が行う木材産業振興事業に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において木材産業振興事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 木材産業振興事業補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更及び補助事業に要する経費の配分の変更が生じる場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあってはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

(実績報告)

第5 事業実施主体は、事業が完了（廃止の承認があった場合も含む。）したときは、速やかに規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書を別記様式第4号により作成し、知事に提出するものとし、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第7 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分制限を受ける財産は、本事業により取得した施設・機械及び器具とし、取得価格が1件50万円以上のものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により知事に報告しなければならない。

2 前項による報告は、6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌年度の6月15日までに報告するものとする。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の提出)

第9 この要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 木材利用推進活動事業補助金交付要綱（平成7年6月26日施行）
- (2) 林業振興事業補助金交付要綱（平成13年2月15日施行）
- (3) 「ふるさとの木で住宅を」普及促進事業補助金交付要綱（平成11年7月2日施行）
- (4) みやぎ「やる木」ビジネス支援事業補助金交付要綱（平成12年8月9日施行）
- (5) 宮城県木材産業高度化促進事業補助金交付要綱（平成2年7月27日施行）
- (6) みやぎ材ブランド化促進事業補助金交付要綱（平成12年7月10日施行）

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月23日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2関係）

事業名	補助対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
みやぎ材利用センター活動支援事業	みやぎ材利用センターの活動に要する経費	補助対象経費の2分の1以内		実施主体の変更 補助金額に減額が生じる場合

様式第1号

年度木材産業振興事業補助金交付申請書
(みやぎ材利用センター活動支援事業)

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年度において、木材産業振興事業（みやぎ材利用センター活動支援事業）を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、木材産業振興事業（みやぎ材利用センター活動支援事業）補助金金 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業種目	事業量	事業費	事業費内訳			備考
			県費	市町村費	その他	

(注) 「事業費内訳」欄で、関係のない部分は空欄にすること。

3 事業完了(予定) 年 月 日

4 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要	要
県補助金			
市町村費			
その他			
計			

② 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算の基礎
計		

様式第2号

年度木材産業振興事業計画変更承認申請書
(みやぎ材利用センター活動支援事業)

第 号
年 月
日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県() 指令第 号で交付決定の通知がありました木材産業振興事業(みやぎ材利用センター活動支援事業)について、事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の事業の内容

3 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

事業種目	事業量	事業費	事業費内訳			備考
			県費	市町村費	その他	

(注1) 「事業費内訳」欄で、関係のない部分は空欄にすること。

(注2) 上段に当初計画、下段に変更計画を記入すること。

4 事業完了(予定) 年 月 日

5 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要	要
県補助金			
市町村費			
その他の			
計			

② 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算の基礎
計		

(注) 上段に当初計画、下段に変更計画を記入すること。

6 添付書類

- ① 変更後の事業計画書
- ② 変更後のその他の書類

様式第3号

年度木材産業振興事業中止（廃止）承認申請書
(みやぎ材利用センター活動支援事業)

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました木材産業振興事業（みやぎ材利用センター活動支援事業）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

3 今後の見通しと対策

様式第4号

年度木材産業振興事業実績報告書
(みやぎ材利用センター活動支援事業)

第 年 月 号

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました木材産業振興事業(みやぎ材利用センター活動支援事業)について、下記のとおり事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

事業種目	事業量	事業費	事業費内訳			備考
			県費	市町村費	その他	

(注) 「事業費内訳」欄で、関係のない部分は空欄にすること。

3 事業完了 年 月 日

4 収支予算

① 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	比較増減	摘要
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

② 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	精算額	比較増減	摘要
計				

5 収支精算

(単位：円)

区分	補助金交付 決 定 額	精算事業費 総 額	精 算 補 助 金 額	既受領 補 助 金 額	差引補助金 未受領額	備 考
計						

6 口座振替名義及び番号

様式第5号

年度木材産業振興事業概算払請求書
(みやぎ材利用センター活動支援事業)

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました木材産業振興事業(みやぎ材利用センター活動支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 概算払請求の内容

(単位:円)

事業種目	事業費	補助金	既受領額	今回請求額	残額	備考
計						

3 口座振替名義及び番号

様式第6号

年度木材産業振興事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました木材産業振興事業(みやぎ材利用センター活動支援事業)について、木材産業振興事業補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円